

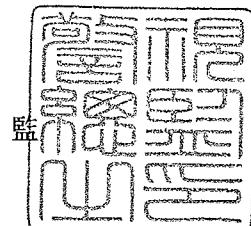


監. 総. 文. 情第828号
平成26年3月13日

非開示決定通知書

特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新 海 聰 様

警 視 総



平成26年2月27日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	ビートルズ来日に伴う警備
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	<ul style="list-style-type: none">東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。東京都情報公開条例第7条第4号に該当警備実施に係る情報であり、公にすることにより、警備手法等が明らかとなるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	
4 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21534
5 備考	整理番号 52

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。